



2024年11月28日

各位

会社名 ユニチカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上埜 修司
(コード番号 3103 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 大熊 裕之
(TEL 06-6281-5695)

株式会社地域経済活性化支援機構による再生支援決定、第三者割当による
C種種類株式の発行、定款の一部変更、自己株式の取得及び自己株式の消
却、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに親会社及び主要株主である
筆頭株主異動等に関するお知らせ

当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、①当社並びに当社のグループ会社である日本
エステル株式会社及びユニチカスパークライト株式会社（以下3社を総称して「当社ら」といいま
す。）が、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）と連名にて、株式会社地域
経済活性化支援機構（以下「本割当予定先」又は「機構」といいます。）に対して、事業再生計画（以
下「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援の申込みを行うことを決議したうえで、その
申込みを行い、同日、機構より再生支援決定の通知を受けましたので、お知らせいたします。

機構による再生支援決定にあたっては、取引金融機関が当社らに対して有する金融債権につき、債
権放棄等の金融支援の依頼が行われるものであり、お取引先様との商取引債権については支援の依頼
を行わないため、何ら影響はありません。また、当社ら以外の当社のグループ会社は、機構の再生支
援の対象ではございませんので、それらのお取引先様の商取引債権についても同様に何ら影響はあり
ません。

また、当社は、同日開催の取締役会において、併せて、以下の各事項について決議したこと、及びこ
れらに伴い、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、お知らせい
たします。

- ②後記⑤に定める本定款変更を効力発生条件として、本割当予定先に対して、第三者割当の方法に
より、総額20,000,776,536円のC種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）を発行するこ
と（以下「本第三者割当増資」といいます。）
- ③当社が、2024年11月28日に、2025年4月30日頃をクロージング日として、三菱UFJ銀行が
保有する当社のA種種類株式21,740株及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信
託」といいます。）が保有する当社のB種種類株式944株を無償で譲り受ける自己株式取得に関
する契約書を締結し、当該クロージング日に、取得した同株式を消却すること
- ④A種種類株式及びB種種類株式の無償取得及び消却を効力発生条件として、A種種類株式及びB
種種類株式に関する規定の削除並びに本種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部
変更を行うこと
- ⑤本第三者割当増資の実行を効力発生条件として、発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能
種類株式数の増加並びに会社法第427条第1項の責任限定契約の対象者の変更に係る定款の一部
変更を行うこと（以下④とあわせ「本定款変更」といい、その詳細は後記「VI. 定款変更」1.

本定款変更の目的」記載のとおりです。)

- ⑥本第三者割当増資の払込みにより資本金及び資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。)

今後、当社は、機構の再生支援手続の中で、企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、財務健全化を図ることを目的として、本事業再生計画に基づいて、(1) 透明・公正な手続により、当社らに対して金融債権を有する取引金融機関に対して、約 430 億円の債権放棄等の金融支援を依頼いたします。また、(2) 当社の財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革資金等を確保することを主たる目的として、機構に対する本第三者割当増資による約 200 億円及び機構の当社に対する融資枠の設定による最大 150 億円の資金調達、(3) 三菱 UFJ 銀行からの融資枠の設定による最大 90 億円の資金調達を行うことで、抜本的な事業再構築に取り組み、財務体質、収益力の強化を図ることとしました。

なお、本第三者割当増資は、①2025 年 2 月上旬に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、(a) 本第三者割当増資に係る議案の承認が得られること、(b) 本定款変更に係る議案の承認が得られること、(c) 本資本金等の額の減少に係る議案の承認が得られること、(d) 本第三者割当増資の払込みを停止条件とする本割当予定先の指名する者の当社取締役及び監査役の選任に係る議案の承認が得られること、②機構において、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」といいます。）第 31 条第 1 項に定める買取決定等（以下「本買取決定等」といいます。）がなされること、③三菱 UFJ 銀行が保有する当社の A 種種類株式及び三菱 UFJ 信託が保有する当社の B 種種類株式の全てを当社が無償で取得し、同株式が消却されること並びに、④金融商品取引法その他関係法令に基づき必要とされる諸手続が完了すること等を条件としております。

また、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しておりますが、本第三者割当増資後も引き続き上場は維持されるものと考えております。

I. 本件の目的

1. これまでの経緯

当社は、1889 年の尼崎紡績の創業、1918 年以降は三大紡績のひとつである大日本紡績として日本の紡績業をけん引してまいりました。さらには 1969 年、グループ会社の日本レイヨンとの合併により総合繊維メーカー・ユニチカとなりました。その後の事業多角化に向けた取組みを経ながら、長くその歴史を刻んでまいりました。尼崎紡績の誕生から 135 年、当社の誕生から 55 年を迎えますが、その間、経済を取り巻く環境は大きく変化し、祖業である繊維事業は日本の産業の変遷に伴い厳しい事業環境にさらされ、当社は 30 年来、繊維事業を縮小すると同時に、高収益事業である高分子事業へ軸足を移行する構造改革に取り組んでまいりました。

2012 年 5 月には、徹底した構造改革の実施と、成長へ向かう強固な基盤構築のために、当社の「あるべき姿」として位置付けた長期ビジョン「ビジョン 2020」、及び中期経営計画「Change & Challenge '14」（2012 年～2014 年）を策定し、機能資材メーカーとしての基盤強化と低採算事業の収益改善を図るべく、計画達成に向け取り組んでまいりましたが、円高の影響から輸出環境は改善せず、また国内消費も力強さを欠き、さらには輸入材を主とする原材料費が上昇したことを要因とし、当該中期経営計画はその達成が困難となりました。

これを受け、当社は、2014 年 7 月、新たに新中期経営計画を策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じ、持続的な成長を目指すことといたしました。また、この大規模な事業ポートフォリオ改革は多額の自己資本の毀損を伴うものでありました

が、成長分野への積極的な投資を行うことで一刻も早い抜本的な成長戦略のシフトを可能とするため、自己資本の充実を図るべく、三菱UFJ銀行に対して総額約217億円のA種種類株式を、三菱UFJ信託及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）に対して総額約58億円のB種種類株式を発行し（デッド・エクイティ・スワップ）、当該払込金額を当社の取引金融機関に対して負う弁済に充てるとともに、差別化フィルムや耐熱樹脂、スパンボンドの拡販といった事業成長投資のため、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下「JIS」といいます。）に対して、総額100億円の種別株式発行を行い、構造改革期間中の資金繰り安定のため、残高維持を目的とした返済条件変更について取引金融機関への要請も行いました。本事業ポートフォリオ改革においては、2015年2月～2016年3月の間に、本体事業であるメディカル事業、生活健康事業及び金属繊維事業の譲渡、並びに株式会社ユニチカ京都ファミリーセンター、ユニチカ赤穂開発株式会社、ユニチカパークシャー株式会社、ダイアボンド工業株式会社、ユニチカ情報システム株式会社、株式会社ユニチカ環境技術センター及び株式会社ユニチカエステートの株式売却等を行い、その結果、業績及び財務体質は改善し、2021年度まではその効果を維持することができました。なお、上記の既発行の種別株式に関しては、2017年にJISに対して発行した種別株式全てを金銭償還の上、消却し、また、2019年から2023年にかけて、みずほ銀行が保有するB種種類株式全てと三菱UFJ信託が保有するB種種類株式の一部を償還の上、消却しましたので、現在においては、三菱UFJ銀行が保有するA種種類株式全て（21,740株）と三菱UFJ信託が保有するB種種類株式の一部（944株）が残存しています。

このように一時的に業績及び財務体質は良化したものの、結果として、成長分野への積極的な投資が十分に奏功したとは言い難く、また、下記「2. 現状の課題認識」に記載のとおり、抜本的な構造改革の完遂には至りませんでした。そして、2017年度以降、売上高、営業利益はともに減少基調が継続し、2020年度初頭からのコロナ禍による事業環境の変化等の影響もあり売上高は若干の回復傾向になりました。2020年5月に2030年近傍を見据えた長期ビジョン「G-STEP30（ジーステップ・サーティ）」を発表し、2023年5月には、長期ビジョンの目標達成に向けたセカンドステップとして、新中期経営計画「G-STEP30 2nd（ジーステップ・サーティセカンド）」を策定し、長期ビジョン「G-STEP30」のテーマである「3つのG Growth、Global、Governance」に引続き取り組み、加えてサステナビリティプラン「Prosperity、Planet、People」を実行することで事業収益の着実な強化と成長への基盤整備を目指して参りましたが、2024年3月期には、円安・原燃料価格の高騰によるコスト上昇、市況の変化に伴う需要減少、高分子事業においては東南アジアを中心とする海外での競争激化による販売単価下落、衣料繊維におけるコモディティ化による収益低下の影響を受けて、連結決算開始以来、初めての営業赤字を計上し、また減損も実施したことで54億円の当期純損失を計上しました。2024年度も、人件費削減等の一時的な対策により営業黒字を確保できる見込みではあるものの、実質的な収益力の回復には至っておりません。

2. 現状の課題認識

これまで幾度に亘る構造改革を行ってもなお、当社がかかる現状に至ったことは、これら構造改革の対象が低採算事業及びノンコア事業の個別の対策にとどまるものであり、基本的な収益性低下や、硬直化したコスト構造などの潜在的な課題を有していた衣料繊維やポリエステル繊維関連の各事業における抜本的対策に踏みこめていなかったことが大きな要因であったものと認識しております。加えて、昨今では、グローバルレベルでの社会経済情勢の変化を背景に原燃料価格の高止まり等によるコスト上昇、市況の変化に伴う需要の減少、東南アジアを中心とする海外市場での価格競争激化、海外も含めたマーケットの変容などが進行し、これら課題を有する事業が営業赤字を継続する状況に陥ると同時に、当社グループ収益の核を成す高分子事業においても、ナイロンフィルム

を扱う海外子会社における積極的な規模拡大により生産能力が過剰となり、コストが上昇、事業収益力の大幅低下をまねくなど新たな課題を抱えることとなり、今後これらの収益性改善も急務な状況となっております。

当社は創業以来、繊維事業、またそれから派生する各種の事業によりわが国製造業の一員としての役割を担ってまいりましたが、今後とも国内の化学素材産業において当社が培ってきた技術を活かし、将来に向けて我が国の経済や社会に貢献できる企業であり続けることを目指したいと考えております。それを実現し、将来に亘り持続的な成長をしていくために、十分な資金調達を行ったうえで構造的に課題を有する事業の見直しや、徹底したコスト削減を含む本社体制の見直し等を含めた抜本的な構造改革を断行するとともに、高分子事業等の将来性のある事業への投資を行い、事業成長を推進していくため、今般、当社は本事業再生計画を策定し、実行を決意いたしました。

3. 本事業再生計画における機構支援の必要性

今般の構造改革には大規模な資金調達・資本増強が必要となりますが、現在の当社の財政状態・損益状況では十分な資金調達が行えず、また、収益力に比して過大な有利子負債を負担している現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。当社は、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、①新規の資本出資及び融資が可能であること、②事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること、③取引金融機関の利害調整等が可能であること等から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断し、三菱UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むことにし、機構の再生支援の下で、企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により取引金融機関に金融支援を依頼し、機構からの本第三者割当増資による資金調達を得て財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、課題事業の構造改革や徹底したコスト削減、さらには、収益事業における収益力強化等を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図るためには、機構の支援を受けることが最適と判断いたしました。

II. 本事業再生計画の概要

1. 本事業再生計画の基本方針

当社は現在、高分子、機能資材及び繊維の各ドメインによる事業展開を進めておりますが、前述のとおり、これまで幾度に亘る事業構造改革を経てもなお、抜本的な収益改善に至っていない当社グループの現況、また昨今、著しく変動する経営を取り巻く環境などを踏まえ、今般、機構による出資や金融支援を受けることにより、財務体質を大きく改善させるとともに必要な資金を調達し、強固な事業ポートフォリオの構築に向けてあらためて事業の「選択と集中」に取り組んでいくものとします。

今般の事業ポートフォリオの構築は、将来に亘り確固たる事業性を確保し得るかという観点から、改めて現有事業の市場の成長性や業界での競合優位性等を精査、判断し取り組んでまいりますが、具体的には以下の基本方針に基づく各施策を推進することにより、事業規模を約半減し、事業の抜本的再生を図ってまいります。当社といたしましては、本事業再生計画の遂行により、2028年3月期には全事業で黒字化を実現し、2030年3月期には売上高は約700億円を目指し、営業利益は約65億円までの回復を見込んでおります。

(1) 構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化

今般の機構の支援決定に伴い、事業再生計画の一環として抜本的な事業構造改革を行うことにより、グループ全体での収益改善を図ります。具体的には、現状、営業赤字の状況が継続してお

り、今後採算改善を図り将来に亘り確固たる事業性を確保することが困難と判断するものについて事業構造改革を行います。これらの構造改革は、対象とする事業に係るグループ内での機能やシナジー、採算性等を精査し、個別に、自家工場の生産停止、他社への事業譲渡や生産移管等の取扱いを判断し進めるものいたします。

構造改革対象は、今後採算改善が困難と判断する事業と決定しており、構造改革の対象となる主な事業は、衣料繊維事業、不織布事業、産業繊維事業（但し、一部事業を除きます。）となります。他社への事業譲渡や移管生産等の取組みは、当該事業の特性や相手先との協議内容等を考慮しながら、原則として、2025年8月までの合意を目標として取り組んでまいります。なお、これらが所定の期間において不調に終わると判断される場合は、お取引先様に対するご通知を行い、本事業再生計画の範囲内で可能な限り当該製品のご提供を行うなどの一定の供給責任を果たした上で、事業清算手続に移行するものとします。

(2) コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立

当社は、上記のとおり、採算改善が困難と判断する事業の撤退を行うとともに、以下の供給能力の適正化等を行うことでコスト削減を徹底し、ローコストな運営体制の構築を目指します。

- ・ 当社子会社であるエンブレムアジアにおける4号機の廃止
- ・ 当社子会社で生産しているポリエステルチップの外部調達への切替え
- ・ 配送ルートの見直し、発送ルールの変更、物流会社や倉庫会社との契約条件の見直し等による物流費の削減
- ・ その他業務の見直しや人件費の削減、効率改善によるオペレーションコスト等の削減

(3) 付加価値の高い製品の販売拡大

収益の核となるフィルム、樹脂の高分子事業を中心として、高付加価値品の開発と販売拡大、他社との提携や当社グループの全社横断的な取組み推進等による事業展開力の強化を図ってまいります。

また、ACF、ガラス繊維、ガラスビーズ等の無機系素材事業において、当社独自の強みを活かして事業展開を行ってきましたが、さらに高成長の可能性ある市場分野に経営資源を投入し、新たな用途展開等を進め、収益力の強化を図ります。

(4) 組織運営体制の強化

本第三者割当増資が行われた日以降は、本事業再生計画の迅速な遂行及び適切なガバナンス体制を強化するため、機構及び三菱UFJ銀行から、取締役や監査役の派遣を受け入れます。

なお、当社の取締役及び監査役は、本第三者割当増資の実行日に社外取締役及び社外監査役を除き、原則として全員退任する予定です。

新経営体制が固まり次第、速やかに開示いたします。

2. ストラクチャー等

(1) 本第三者割当増資

当社は、本事業再生計画を迅速かつ適切に遂行するため、機構に対して、本第三者割当増資を行い、資金調達を行います。本第三者割当増資の詳細については、下記「IV. 本第三者割当増資」をご参照ください。

(2) 既存の株主への影響

本第三者割当増資により機構に割り当てる予定の本種類株式は、当社の株主総会における議決権を有し、本種類株式の発行による既存株主の議決権の希薄化率は約 200%となります。また、本種類株式には、本割当予定先との合意上、本事業再生計画の 2 期目（計画 1 期目を 2026 年 3 月期とし、2 事業年度目の決算確定後の 2027 年 8 月以降を想定しております。）以降、いつでも、その保有者が本種類株式 1 株につき 4 株の当社普通株式を取得できる取得請求権を付す予定となっております。かかる取得請求権の行使により、本種類株式の発行による潜在的な議決権の希薄化率は約 803%となります。

なお、希薄化率が 300%を超える第三者割当増資に係る決議又は決定は、当該第三者割当増資の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされており（東京証券取引所定める有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 15 号、有価証券上場規程施行規則第 601 条第 12 項第 6 号、上場管理等に関するガイドライン IV. 10）。

この点につき、本第三者割当増資による議決権の希薄化は、以下に記載しているとおり、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであり、株主及び投資者の利益にも最大限配慮していることから、上場廃止基準に抵触しないものと考えております。

すなわち、本第三者割当増資は、①機構による取引金融機関の利害調整を経て債権放棄を受けることで過剰債務の解消を図るとともに、機構に対する本種類株式発行により、本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用等により毀損する財務体質を抜本的に改善及び強化することができること、②本第三者割当増資により、後記「IV. 本第三者割当増資」「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」で記載する資金を得ることができること、③当社の置かれた状況や業績を踏まえて、複数社と様々なアライアンスの可能性についても検討を重ねてきたものの、当社の全事業を対象として、機構による出資以上の条件で出資を検討する支援姿勢を示したスポンサーを限られた時間軸の中で見出すことはできなかったこと、④公的な役割を担う法人である機構が、当社の株式を保有することで事業面での信用力向上の効果が期待でき、かつ、取引金融機関の利害調整、資本の出資、事業再生の専門家の支援を受けられること、等の観点から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断したこと、⑤本第三者割当増資直後の顕在希薄化率は約 200%であり、本種類株式の保有者による普通株式への転換可能時期は、当社と機構との投資契約（以下「本投資契約」といいます。）上、上記のとおり 2027 年 8 月以降と段階的であり、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、⑥機構は株式を中期的に保有する方針であり、株式を処分する場合は第三者譲渡を主として想定しているとの報告を受けていること、⑦本投資契約上、機構は株式譲渡時には法令上可能な範囲で売却候補先に関する情報を当社に開示する旨が定められていること、⑧かかる機構からの情報開示を機に、当社は機構に当社の意向を表明することが可能であること（但し、機構は当社の意向に拘束されるものではありません。）、⑨本第三者割当増資による資金調達は機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構に対して行われるものであること、⑩本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること等に鑑み、本第三者割当増資に関しては、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合に該当し、希薄化率が 300%を超える第三者割当増資であっても、上場廃止基準には該当せず、プライム市場での上場が維持されるものと考えております。

(3) 機構及び三菱 UFJ 銀行による融資

さらに、当社は、本事業再生計画を迅速かつ適切に遂行するため、本第三者割当増資による資金調達に加え、機構から、融資枠の設定による最大 150 億円の資金調達を行うとともに、三菱 UFJ 銀行から、融資枠の設定による最大 90 億円の資金調達を行います（以下「本融資」といいます。）。

3. 金融支援

(1) 金融支援の内容

① 債権放棄

当社は、過剰債務の解消を図るべく、機構による再生支援手続の中で、取引金融機関に対して、約 430 億円の債権放棄を要請いたします。なお、債権放棄額は本事業再生計画の遂行により減額となる場合があり、債権放棄日は 2026 年 3 月下旬を予定しております。

債権放棄の額	約 430 億円
直前事業年度の末日（2024 年 3 月 31 日）の債務の総額	約 1,480 億円
直前事業年度の末日（2024 年 3 月 31 日）の債務の総額に対する債権放棄の額の割合	約 29%

② 既存の種類株式の無償での自己株式取得

当社は、三菱 UFJ 銀行が保有する当社の既存の A 種種類株式及び三菱 UFJ 信託が保有する当社の既存の B 種種類株式全てを無償で取得し、同株式を消却する予定です。なお、当該自己株式の無償取得及び消却の詳細については、後記「V. 自己株式の無償取得及び消却」をご参照ください。

(2) 金融支援による当社財務への影響

当社は、取引金融機関による金融支援により有利子負債が約 430 億円減少する見通しであり、また、三菱 UFJ 銀行から、運転資金として、最大 90 億円の融資枠の設定、かつ、機構に対する本第三者割当増資及び機構による融資枠の設定により、事業構造改革資金として、総額約 350 億円の資金を調達することが可能となることと合わせて、資本の増強及び財務基盤の確立が図られるものと考えております。

(3) 上場維持基準への適合に向けた計画への影響

当社の 2024 年 3 月 31 日におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況に関し、2024 年 6 月 28 日に「上場維持基準への適合に向けた計画について」にて開示しております。

本事業再生計画への取組みにより、適合に向けた計画に記載した「業績の回復」を昨年度の赤字からの脱却に留まらず、当社の事業ポートフォリオを抜本的に見直し、不採算事業からの撤退を含む構造改革を実行し、確固たる事業性の確保を目指しています。

本事業再生計画の取組み状況については、自社ウェブサイト

(URL:<https://www.unitika.co.jp>) での IR 資料の開示や IR 活動による株主の皆様、機関投資家との対話により、発信していくことを予定しております。

構造改革による損失で一時的に財務の悪化が見込まれますが、本第三者割当増資及び金融支援により財務基盤は改善し、収益力が強化されることで企業価値向上につながると考えております。

2025 年第 2 四半期決算については、下記 URL を参照ください。

URL:<https://www.unitika.co.jp/news/io-pdf/241108.pdf>

なお、2024年9月1日～11月27日の株価終値（平均）は288.42円であり、これを2024年3月末日の流通株式数に当てはめると、時価総額は147.6億円となり、上場維持基準を充たしている形になります。引き続き、流通株式数の確保に努めるとともに、上記の取り組みを着実に実行することにより企業価値を向上させ、2025年3月末時点での上場維持基準適合を目指してまいります。

III. 本件の日程

2024年11月28日	機構（本割当予定先）に対する再生支援申込み 機構による再生支援決定 本臨時株主総会に係る基準日
2025年1月上中旬	本臨時株主総会の招集に係る取締役会決議（予定）
2025年2月上旬	本臨時株主総会（予定） 本定款変更の承認（予定） 本第三者割当増資の承認（予定） 本資本金等の額の減少の承認（予定） 取締役7名の選任の承認（予定） 監査役1名の選任の承認（予定）
2025年2月13日	機構による買取決定等、出資決定（予定）
2025年4月30日頃	本第三者割当増資及び本融資の実行（予定） 本資本金等の額の減少（予定）

IV. 本第三者割当増資

1. 募集の概要

① 払込期間	2025年4月1日から同年5月31日まで
② 発行新株式数	C種種類株式 115,504,600株
③ 発行価額	1株につき173.16円
④ 調達資金の額	20,000,776,536円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により機構にC種種類株式を割り当てます。
⑥ その他投資判断上 重要又は必要な事項	詳細は、別紙1「C種種類株式発行要項」をご参照ください。 本第三者割当増資は、①本臨時株主総会において、(a)本第三者割当増資に係る議案の承認が得られること、(b)本定款変更に係る議案の承認が得られること、(c)本資本金等の額の減少に係る議案の承認が得られること、(d)本第三者割当増資の払込みを停止条件とする本割当予定先の指名する者の当社取締役及び監査役の選任に係る議案の承認が得られること、②機構において、本買取決定等がなされること、③三菱UFJ銀行が保有する当社のA種種類株式

	<p>及び三菱 UFJ 信託が保有する当社の B 種種類株式全てを当社が無償で取得し、同株式が消却されること、並びに、④その他関係法令に基づき必要とされる諸手続が完了すること等を条件としております。</p> <p>本第三者割当増資に伴い発行される本種類株式 115,504,600 株（議決権数 1,155,046 個）は、2024 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 57,752,343 株（2024 年 3 月 31 日現在の総議決権数 575,082 個）の約 199%（議決権における割合約 200%）に相当いたします。そのため、本第三者割当増資に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。さらに、下記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。したがって、本臨時株主総会による決議は、会社法第 206 条の 2 第 4 項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものです。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資の目的及び理由

前記「I. 本件の目的」に記載のとおり、当社が持続的に成長していくためには、抜本的な構造改革を行うための資金調達を行うとともに、自己資本が脆弱であり、かつ当社の収益力に比して過大となっている有利子負債を負担している現状を改善する必要があります。そこで、本事業再生計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、当社の取引金融機関に金融支援を依頼するとともに、本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革資金の確保を図るため、機構に対する本第三者割当増資による資金調達を行うものです。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、資金調達を行うに際して、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な資金調達手法を検討いたしました。当社の財務状況や、取引金融機関に債権放棄を含む金融支援をご依頼させていただく状況から、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様との判断により、新株予約権がすべて行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じて頂けるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。さらに、第三者割当増資による普通株式の発行については、割当先や引受額の検討過程において、実現可能性が低いと判断しまし

た。

その他、株式公開買付けを伴ういわゆるマネジメント・バイアウトといった手法もあり得るところですが、当該手法では株式取得のための資金とは別途、構造改革のための資金が必要となるとともに、既存の株主の皆様にとっては株式を売却する必要があり、本第三者割当増資よりも影響が大きくなります。また、既存の株主の皆様にとっては、株式売却の機会が確保される一方で、本第三者割当増資の実行を伴う本事業再生計画の遂行により、財務状況が抜本的に改善・強化されるとともに、今後の持続的な成長によって、企業価値が向上していくことを想定しておりますため、当社株式を非公開化するよりも、当社の上場を維持して、事業再生計画を遂行することで更なる株式価値の拡大に資する可能性があると考えております。

そのような中、かかる事態を打開するため、当社は、三菱UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むことにし、事業再生の専門家による支援を受けることが、当社の企業価値及び信用力の向上に繋がることから、機構を割当先とする第三者割当増資による資金調達を行うことが最善であると判断いたしました。また、当社と機構との間で第三者割当増資による資金調達について協議・交渉を行う中で、当社としては、種類株式による第三者割当増資であれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、機構としては当社による本事業再生計画の遂行のためには、議決権を保有することを通じて当社に対するガバナンスを効かせる必要があるところ、機構を割当予定先とする議決権付優先株式による本第三者割当増資が、当社の置かれた厳しい経営状況に最も適した資金調達手法であるという結論に至りました。

また、上場を廃止する場合と比して、上場を維持すること自体によって、当社のお取引先様の信用補完に資する側面もあり、企業価値を維持・向上させる観点や、既存の株主の皆様の当社株式の売却機会の確保の観点からも、上場の維持が必要不可欠と理解しております。

市場区分に関しては、本事業再生計画遂行中及び本事業再生計画遂行後における当社の事業は、国内のみでなく海外への販売も強化するため、グローバルを意識した、プライム市場での上場維持が必要であると判断いたしました。

なお、別紙1のとおり、本種類株式に付加されている当社普通株式を対価とする取得請求権に関する当初取得価額は、43.29円とされており、かつ、前述のとおり、本種類株式の発行による既存株主の議決権の希薄化率は約200%となり、本種類株式の保有者が本種類株式1株につき4株の当社普通株式を取得できる取得請求権を行使することにより、本種類株式の発行による潜在的な議決権の希薄化率は約803%となります。このように、当社普通株式の取得請求権において、取得価額が当社普通株式の直近の株価より低く設定され、また、本第三者割当増資により最大で希薄化が約803%まで進む可能性のあるスキームであるものの、以下のとおり、本第三者割当増資に関する機構との合意内容は全体として合理性があると思料しております。すなわち、当社と機構との交渉経緯として、本種類株式の配当率に関して、通常より低い割合であるTIBOR+0.5%（現状のTIBORを踏まえると約1%）で合意し、また、本事業再生計画の内容にも鑑み、上記取得請求権の行使可能時期を2027年8月以降に遅らせることで合意しております。その代わりに、当社の企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、抜本的な事業再構築に取り組み、迅速かつ機動的に本事業再生計画を遂行することが肝要であることや、機構としても、機構法33条2項1号に基づき、再生支援決定日から5年以内かつできる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないとされていることも踏まえ、機構による事業運営に必要な議決権割合の議決権を確保していただく必要があること等を総合的に判断し、議決権に関する発行条件を設定したという経緯があります。その結果として、上記の内容を含む機構との合意に至ったものですので、以上の経緯に鑑み、当社としては、上記の条件にも合理性があると考えております。

また、前記「II.本事業再生計画の概要」に記載のとおり、本種類株式発行に伴い、本第三者割当

増資により本割当予定先に対して本種類株式が割り当てられた場合、本割当予定先が有することとなる議決権数は1,155,046個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の総議決権数（575,082個）に当該議決権数を加えた数である1,730,128個）に対する割合は約66.8%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の社外監査役2名を含む監査役4名全員は、事業の選択と集中の徹底を基本方針とする本事業再生計画の遂行にあたっては、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人であり、かつ、事業再生の専門家である機構に当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にとっても、最善の方法であると判断できること、また、本第三者割当増資直後の顕在希薄化率は約200%であり、普通株式への転換可能時期は、2027年8月以降と段階的であり、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、これらの点等に鑑みると、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見を表明しております。

(3) 本種類株式の概要

① 優先配当

本種類株式の優先配当率（本種類株式の払込金額に対する配当金額の割合）は日本円 TIBOR（12ヶ月物）+0.5%で設定されており（「日本円 TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値として合理的に認められるものをいいます。）、本種類株式の株主（以下「本種類株主」といいます。）は、当社の普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しません。本種類株式は非参加型であり、本種類株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときであっても、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を受け取ることができません。

② 残余財産分配

本種類株主は、残余財産分配の日における償還価額（払込金額に累積未払優先配当額及び経過配当相当額を加えた金額）と同額を、普通株主に優先して受け取ることができます。本種類株式は非参加型であり、本種類株主は、当該優先残余財産分配に加え、普通株主に残余財産分配を行うときであっても、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産分配を受け取ることができません。

③ 普通株式を対価とする取得請求権

本種類株式の発行要項上、本種類株主は、本種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、当社は、機構との間で、機構は、原則として、2027年8月1日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができることを合意しております。但し、以下の事由が発生した場合は、2027年7月31日までであっても、機構は、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

- ・ 当社グループが本投資契約に定める当社グループの誓約事項等に違反した場合（但し、軽微な違反を除く。）

- ・ 当社グループが本投資契約において行った表明保証の違反があった場合（但し、軽微な違反は除く。）
- ・ 払込日に本投資契約に定める前提条件を満たしていなかったことが判明した場合
- ・ 当社グループにおいて粉飾決算（多額の架空売上上の計上、債務の隠蔽等）その他重大な法令違反があった場合

また、交付株数は、「普通株式取得対価請求をした本種類株式数×本種類株式1株あたりの払込金額相当額÷取得価額」の数式で算出され、当初取得価額は43.29円となります。

④ 金銭を対価とする取得請求権

本種類株式の発行要項上、本種類株主は、本種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価として、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、当社は、機構との間で、本投資契約上、機構は、原則として、2027年8月1日以降においてのみ、金銭を対価とする取得請求権を行使することができることを合意しております。但し、③の事由が発生した場合は、2027年7月31日までであっても、機構は、金銭を対価とする取得請求権を行使することができます。本種類株式の取得価額（償還価額）は、金銭取得対価請求日における(i)本種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)経過C種優先配当金相当額の合計額に、金銭対価取得請求に係る本種類株式の数を乗じて算出されます。

⑤ 金銭を対価とする取得条項

本種類株式の発行要項上、当社は、本種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、本種類株主に対して、金銭を対価として、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、当社は、機構との間で、本投資契約上、機構は、原則として、2027年8月1日以降においてのみ、金銭を対価とする取得条項を行使することができることを合意しております。交付金額等については、上記④と同様です。

⑥ 議決権及び譲渡制限等

本種類株主は、株主総会において議決権を有し、本種類株式の1単元の株式数は、100株とされています。

また、本種類株式の譲渡に関し、当社の取締役会の承認を要する等とはされていません。

⑦ その他

その他の本種類株式の詳細につきましては、別紙1「C種種類株式発行要項」をご参照ください。

(4) 本投資契約の主たる内容

① 取締役の指名等に関する合意内容

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、機構が、当社の取締役につき、取締役の員数の半数に1を加えた人数以内、当社の監査役につき、2名以内で指名する権利を有することを合意しております。

② 構造改革推進室の設置

当社は、機構との間で、当社が、機構法第31条第1項に定める当社らに関する買取決定等の

日以降速やかに、機構が合理的に満足する内容で、本事業再生計画の実行・推進及び構造改革を横断的に統括する組織（構造改革推進室）を設置又は改組することに合意しております。特に、本第三者割当増資の実行日以降は、機構の指示に基づき、機構による派遣取締役及び派遣従業員がかかる構造改革推進室やその分科会の構成員となることも合意しております。

③ 主たる事前承認事由（機構承認事項）

当社は、機構との間で、当社らに関して、本第三者割当増資の実行後、機構による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないことを合意しております。

- ・ 定款の変更
- ・ 株式交換、株式移転、株式交付、合併又は会社分割その他の組織再編
- ・ 株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行又は処分、自己株式又は自己新株予約権の取得又は消却、その他既存株主の持株比率に影響を与える行為
- ・ 社債の買入消却又は繰上償還
- ・ 株式等の分割、併合、無償割当てその他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項
- ・ 株主又は潜在株主との投資関連契約（その名称を問わず、事業、運営、統治等又は株式等の譲渡、買収等に関する事項を定める契約を含む。）の締結、変更又は解除
- ・ 他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為
- ・ 資本金又は資本準備金の額の増加又は減少
- ・ 剰余金の配当、中間配当その他の剰余金の処分（但し、機構に対するものを除く。）
- ・ 第三者に対する金銭の貸付、担保の提供、保証債務の負担、第三者からの借入れ
- ・ 一定の金額以上である資産（不動産を含む。）の売却、賃貸その他処分行為又は譲受け若しくは賃借
- ・ 一定の金額以上となる設備投資、経費の支払いその他の支出

④ 主たる事前承認事由（機構派遣取締役承認事項）

当社は、機構との間で、当社らに関して、本第三者割当増資の実行後、機構派遣取締役（但し、当該取締役会の決議について会社法第 369 条第 2 項に基づき議決に加わることができない取締役は除きます。）による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないこと、及び機構は、機構派遣取締役をして、かかる承認を、不合理に留保、遅延又は拒絶させないものとすることを合意しております。

- ・ 保有する株式等に基づく権利の行使、保有する株式等の処分
- ・ 当社グループ間における金銭の貸付・借入れ、担保の提供、保証債務の負担
- ・ 当社らにおける、一定の金額以上の接待交際費、業務委託費の支出、仕入、設備投資、経費の支払いその他の支出
- ・ 払込金管理口座からの資金移動
- ・ 株主総会又は種類株主総会の開催及び議案の決定
- ・ 当社らにおける代表取締役の選定
- ・ 当社グループにおける取締役及び監査役の選定
- ・ 取締役等による免除に関する定款の定めに基づく取締役の責任免除又は責任限定契約に関する定款の定めに基づく責任限定契約の締結（但し、引受人派遣取締役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。）
- ・ 取締役等との間の補償契約又は役員等賠償責任保険契約の締結（但し、引受人派遣取締

役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。)

- ・ 取締役による競業取引又は利益相反取引の承認
- ・ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 内部統制制度の構築又は変更、社内規則の変更
- ・ 訴訟、仲裁、調停その他紛争解決手続の提起若しくは申立て、又は司法上若しくは行政上の手続の開始
- ・ 和解、調停成立その他の判決等又は仲裁判断等によらない紛争解決手続の終結
- ・ 重要な契約の締結、変更若しくは終了又は変更その他重要な法律行為

⑤ 機構による保有株式売却時の情報開示

当社は、機構との間で、機構が保有株式を売却しようとする場合には売却候補先に関する情報を当社に開示することを合意しており、情報開示を機に当社の意向を表明することが可能となっております（但し、機構は当社の意向に拘束されるものではありません。）。

⑥ オブザーバーの指名に関する合意内容

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、機構が当社グループのオブザーバー各3名を指名することができる権利を有することを合意しております。オブザーバーは、当社グループの取締役会その他経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることはできますが、当該会議において、議決権を有するものではありません。

⑦ 監督権限

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、次の事項が発生した場合には、機構は、その選択により、当社らに対する①取締役の追加派遣又は経営指導、②事業計画の修正指導、③業況や事業の進捗状況の調査、又は④本割当予定先による監査のうち1つ又は複数を行うことができることを合意しております。

- ・ 当社グループの営業利益が本事業再生計画又はその作成の前提となった当社グループの損益計画における計画値の70%を下回った場合
- ・ 重要契約の大幅な変更又は解除があり、当社グループの経営に重大な影響を及ぼすと機構が判断した場合
- ・ 当社らが本投資契約に違反した場合、又はそのおそれがある場合

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	20,000,776,536 円
② 発行諸費用の概算額	0 円
③ 差引手取概算額	20,000,776,536 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. 不採算事業撤退に伴う資金	140億円	2025年5月～

		2028年3月
2. 建物解体等のための資金	60億円	2026年10月～ 2028年3月

(注1) 上記の資金については、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注2) 上記「1. 不採算事業撤退に伴う資金」に関しましては、構造改革の対象となる事業に関する自家工場の生産停止、他社への事業譲渡や生産移管等を実行するための資金として使用することを予定しておりますが、具体的な資金の使用方法については、確定後に速やかに経過開示いたします。

(注3) 上記「2. 建物解体等のための資金」に関しましては、構造改革の対象となる事業に関する自家工場の生産停止を行うものについて、生産停止後に、建物や構築物を撤去するなどしたうえで、当該不動産を有効活用することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「II.本事業再生計画の概要」に記載のとおり、本第三者割当増資は、本事業再生計画の一環として行われるものであり、当社の構造改革及び事業再生のために必要不可欠であることから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社、機構及び当社の取引金融機関から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、本種類株式の価値分析を依頼したうえで、赤坂国際会計より、種類株式価値算定書を取得しております。赤坂国際会計は、当社普通株式の想定株式価値のレンジ、株価変動性（ボラティリティ）、予定配当額、無リスク利率、当社の行動及び割当先の行動等について一定の前提を置き、一般的な価値算定モデルである二項モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しており、本種類株式の価値分析の結果は以下のとおりです。

総額 : 約 19,280 百万円～約 20,038 百万円

1 株当たり : 約 166.93 円～約 173.49 円

当社は、本第三者割当増資の発行条件について、当社から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計による種類株式価値算定書における上記評価結果のみならず、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、当社の財務状況の改善の必要性、本事業再生計画の着実な遂行、取引金融機関に依頼する債権放棄等の金融支援との均衡、機構の投資形態に関する意向等を踏まえ再三にわたる機構との協議・交渉を通じて決定されていること等を総合的に勘案すると、本種類株式の払込金額には合理性が認められ、会社法上特に有利な金額に該当しないと判断しております。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また、本種類株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、本種類株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会において、会社法第 199 条第 2 項並びに会社法第 238 条第 3 項第 2 号及び第 240 条第 1 項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、本種類株式を発行すること

といたしました。

なお、当社社外監査役 2 名を含む監査役 4 名全員は、赤坂国際会計が当社、機構及び当社の取引金融機関から独立した第三者評価機関であると認められること、赤坂国際会計による本種類株式の価格の評価はその算定方法においても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本第三者割当増資の発行条件は機構との協議及び交渉の結果として定められたものであること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額である本種類株式の払込金額は、一定の合理性を有する金額と判断しているものの、種類株式には市場価格がなく、その評価には様々な考え方があり得ることから、特に有利な金額であると判断される可能性があり、したがって、株主意思を確認する観点から、株主総会において特別決議を得るという当社の判断には合理性が認められると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い発行される本種類株式 115,504,600 株（議決権数 1,155,046 個）は、2024 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 57,752,343 株（2024 年 3 月 31 日現在の総議決権数 575,082 個）の約 199%（議決権割合約 200%）に相当いたします。また、本種類株式には、本割当予定先との合意上、本事業再生計画の 2 期目（計画 1 期目を 2026 年 3 月期とし、2 事業年度目の決算確定後の 2027 年 8 月以降を想定しております。）以降、いつでも、その保有者が本種類株式 1 株につき 4 株の当社普通株式を取得できる取得請求権を付す予定となっております。かかる取得請求権の行使によって、本種類株式の発行による潜在的な議決権の希薄化率は約 803%となります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社といたしましては、①本種類株式発行により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用等の確保を図ることができること、②本第三者割当増資により、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」で記載した資金を得ることは、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであること、③当社の置かれた状況や業績を踏まえて、複数社と様々なアライアンスの可能性についても検討を重ねてきたものの、当社の全事業を対象として、機構による出資以上の条件で出資を検討する支援姿勢を示したスポンサーを限られた時間軸の中で見出すことはできなかつたこと、④公的な役割を担う法人である機構が、当社の株式を保有することで事業面での信用力向上の効果が期待でき、かつ、取引金融機関の利害調整、資本の出資、事業再生の専門家の支援を受けられること、等の観点から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断したこと、⑤本第三者割当増資直後の頭在希薄化率は約 200%であり、本種類株式の保有者による普通株式への転換可能時期は、本投資契約上、上記のとおり 2027 年 8 月以降と段階的であり、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、⑥機構は株式を中期的に保有する方針であり、株式を処分する場合は第三者譲渡を主として想定しているとの報告を受けていること、⑦本投資契約上、機構は株式譲渡時には法令上可能な範囲で売却候補先に関する情報を当社に開示する旨が定められていること、⑧かかる機構からの情報開示を機に、当社は機構に当社の意向を表明することが可能であること（但し、機構は当社の意向に拘束されるものではありません。）、⑨本第三者割当増資による資金調達は機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構に対して行われるものであること、⑩本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること等に鑑み、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、上記「2. ストラクチャー等」の「(2) 既存の株主への影響」に記載のとおり、希薄化率が300%を超える第三者割当増資に係る決議又は決定は、当該第三者割当増資の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第15号、有価証券上場規程施行規則第601条第12項第6号、上場管理等に関するガイドラインIV.10）。当社としては、上記①乃至⑩の理由により、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えており、したがって、本第三者割当増資は株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ない場合に該当し、希薄化率が300%を超える第三者割当増資であっても、上場廃止基準には該当せず、プライム市場での上場が維持されるものと考えております。

6. 本割当予定先の選定理由等

(1) 本割当予定先の概要

① 名称	株式会社地域経済活性化支援機構		
② 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 准		
④ 事業内容	事業再生支援、ファンドを通じた地域経済活性化支援他		
⑤ 資本金	13,103 百万円 (2024 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設立年月日	2009 年 10 月 14 日		
⑦ 発行済株式数	262,076 株 (2024 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 決算期	3 月 31 日		
⑨ 従業員数	227 名 (2024 年 10 月 31 日現在)		
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑪ 主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	預金保険機構 96.18% (2024 年 3 月 31 日現在)		
⑬ 当社との関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
(決算期)	2021年度	2022年度	2023年度
純資産	59,158	56,569	53,322
総資産	60,670	58,389	54,974
1株当たり純資産(円)	225,730.67	215,852.72	203,462.09
売上高	1,399	1,513	1,353
営業利益	△3,079	△2,557	△3,247
経常利益	△3,079	△2,564	△3,236
当期純利益	△3,089	△2,574	△3,246

1株当たり当期純利益（円）	△2,176.85	△11,789.39	△12,387.92
1株当たり配当金（円）	-	-	-

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

なお、当社は、本割当予定先の出資者のホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等を確認し、本割当予定先の出資者、本割当予定先の出資者の役員若しくは子会社又は本割当予定先の出資者の主要株主（以下「各関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、機構については、代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「I. 本件の目的」及び「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

本割当予定先からは、割当する株式の保有方針について、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

当社は、本種類株式の払込期日から2年間、機構が、本種類株式と引き換えに交付された普通株式の一部又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構から確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに本割当予定先に対する出資者の財務諸表を確認すること等によって、払込期日までに本種類株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 本第三者割当増資後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前		本第三者割当増資後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.83%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.83%
三菱UFJ銀行	4.08%	三菱UFJ銀行	4.08%
ユニチカ従業員持株会	3.07%	ユニチカ従業員持株会	3.07%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.05%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.05%
大同生命保険株式会社	1.38%	大同生命保険株式会社	1.38%
ユニチカ共栄会	1.15%	ユニチカ共栄会	1.15%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1.14%	株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1.14%

東京海上日動火災保険株式会社	1.12%	東京海上日動火災保険株式会社	1.12%
内木真哉	1.01%	内木真哉	1.01%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.99%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.99%

（注1）上表における本第三者割当増資前後の持株比率は、2024年3月31日現在の発行済株式総数（57,752,343株）から、2024年3月31日現在の当社が保有する自己株式数（96,907株）を控除した株式数（57,655,436株）を基準として算出した数値です。小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。以下同じとします。

（2）C種種類株式

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後
該当なし	機構 100.00%

（3）本種類株式発行後及び本種類株式の普通株式への転換後における議決権の状況（見込み）

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後	本種類株式全てが普通株式に転換された場合
機構 -	66.76%	88.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 10.86%	3.61%	1.20%
三菱UFJ銀行 4.05%	1.34%	0.44%
ユニチカ従業員持株会 3.07%	1.02%	0.34%
株式会社日本カストディ銀行（信託口） 2.06%	0.68%	0.22%
大同生命保険株式会社 1.39%	0.46%	0.15%
ユニチカ共栄会 1.15%	0.38%	0.12%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4） 1.14%	0.38%	0.12%
東京海上日動火災保険株式会社 1.12%	0.37%	0.12%
内木真哉 1.01%	0.33%	0.11%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店） 0.99%	0.33%	0.11%

（注1）上表における本第三者割当増資前の機構以外の議決権割合は、2024年3月31日現在の総株主の議決権に対する所有議決権数の割合です。

（注2）上表における本第三者割当増資後の議決権割合は、2024年3月31日現在の議決権総数（575,082個）に、本第三者割当増資により新たに発行される本種類株式の議決権数（1,155,046株）を加算した議決権数（1,730,128株）を基準として算出した数値

です。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資によって調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の用途」に記載の用途に充当する予定ですが、当社の業績に与える具体的な影響については、構造改革に伴う損失を計上する見通しであるものの、業績に与える影響は現時点では不明のため、今後その影響が明らかとなり、重要と判断した場合には、速やかにお知らせしますが、本第三者割当増資により、当社は総額約 200 億円の資金及び資本を調達することができ、強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当増資に伴い発行される本種類株式 115,504,600 株（議決権数 1,155,046 個）は、2024 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 57,752,343 株（2024 年 3 月 31 日現在の総議決権数 575,082 個）の約 199%（議決権における割合約 200%）に相当いたします。本第三者割当増資は、希薄化率が 25%以上となり、支配株主の異動が生じるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号に従い、株主の意思確認手続として、2025 年 2 月上旬開催予定の本臨時株主総会における特別決議により承認を得る予定です。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	114,713	117,942	118,341
営業利益	6,005	1,327	△2,475
経常利益	6,399	1,069	△1,014
当期純利益	2,223	102	△5,443
1 株当たり当期純利益 (円)	33.32	△3.13	△94.41
1 株当たり配当金 (円)	-	-	-
1 株当たり純資産 (円)	303.57	332.02	244.21

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024 年 3 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	普通株式 57,752,343 株	100.00%
	A 種種類株式 21,740 株	—（注 2）
	B 種種類株式 944 株 （注 1）	—（注 2）
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	A 種種類株式 62,114,285 株 B 種種類株式 2,697,142 株	107.55% 4.67%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
-------------------------	---	---

（注1）「V. 自己株式の無償取得及び消却」に記載のとおり、本第三者割当増資と同日にA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得及び消却する予定です。

（注2）A種種類株式及びB種種類株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載しておりません。

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始値	412円	288円	221円
高値	429円	307円	251円
安値	257円	204円	147円
終値	291円	221円	172円

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	244円	319円	283円	388円	317円	291円
高値	365円	327円	354円	346円	332円	302円
安値	232円	272円	220円	276円	280円	234円
終値	322円	291円	340円	312円	294円	236円

（注1）2024年11月については、同年11月27日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年11月27日
始値	242円
高値	242円
安値	234円
終値	236円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「C種種類株式発行要項」をご参照ください。

12. 本第三者割当増資の日程

2024年11月28日

本第三者割当増資に係る取締役会決議

2025年2月上旬

本臨時株主総会（予定）

2025年4月30日頃

本第三者割当増資の実行（予定）

V. 自己株式の無償取得及び消却

1. 取得及び消却を行う理由

当社は、事業再生計画の一環として、2024年11月28日に、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づき、2025年4月30日頃をクローリング日として、三菱UFJ銀行が保有する当社のA種種類株式21,740株及び三菱UFJ信託が保有する当社のB種種類株式944株を無償で譲り受ける自己株式取得に関する契約書を締結することを決議し、同契約を締結するに至りました。

また、当社は、事業再生計画の一環として、2024年11月28日に併せて、会社法第178条の規定に基づき、上記自己株式取得に関する契約書に基づく自己株式の取得を停止条件として、当該クローリング日に同株式を消却することを決議いたしました。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

(1) A種種類株式

① 取得対象株式の種類	A種種類株式
② 取得する株式の総数	21,740株
③ 取得日	2025年4月30日頃
④ 取得先	三菱UFJ銀行
⑤ 取得先の住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(2) B種種類株式

① 取得対象株式の種類	B種種類株式
② 取得する株式の総数	944株
③ 取得日	2025年4月30日頃
④ 取得先	三菱UFJ信託
⑤ 取得先の住所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3. 自己株式の消却に係る事項の内容

(1) A種種類株式

① 取得対象株式の種類	A種種類株式
② 消却する株式の総数	21,740株
③ 消却日	2025年4月30日頃

(2) B種種類株式

① 取得対象株式の種類	B種種類株式
② 消却する株式の総数	944株

③ 消 却 日	2025 年 4 月 30 日頃
---------	------------------

VI. 定款変更

1. 本定款変更の目的

本定款変更は、(a) 上記「V.自己株式の無償取得及び消却」に記載した、A 種種類株式及び B 種種類株式の無償取得及び消却を効力発生条件として、①A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を削除し、②本第三者割当増資に基づく本種類株式の発行を可能とするために、本種類株式に関する規定を新設するとともに、本種類株式に係る発行可能種類株式数を 1 億 1550 万 4600 株とする内容の規定を追加し、(b) 本第三者割当増資の実行を効力発生条件として、①発行可能株式総数を 5 億 1977 万 743 株、普通株式に係る発行可能種類株式数を 5 億 1977 万 743 株に変更し、合わせて②会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約の対象者を「社外取締役」及び「社外監査役」から「非業務執行取締役等」に変更することを目的とするものです。なお、本第三者割当増資後の状態を前提とすべく、第三者割当増資の実行を効力発生要件として、本種類株式が普通株式に転換することを踏まえた発行可能株式総数等の増加を行うこととしています。

2. 本定款変更の内容

現行定款と定款変更の内容は、別紙 2「本定款変更の内容」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

2024 年 11 月 28 日	本定款変更に係る取締役会決議
2025 年 2 月上旬	本臨時株主総会（予定）
2025 年 4 月 30 日頃	本定款変更のうち、上記の (a) に係る効力発生日（予定）
2025 年 4 月 30 日頃	本定款変更のうち、上記の (b) に係る効力発生日（予定）

VII. 本資本金等の額の減少

1. 本資本金等の額の減少の目的

当社の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の能動かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるために、本資本金等の額の減少を行うものです。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の払込みにより資本金及び資本準備金の額が増加することを停止条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額 10,100,838,268 円（現在の資本金額 100,450,000 円に本第三者割当増資により増加する資本金額 10,000,388,268 円の合計額）を 10,000,838,268 円減少して、100,000,000 円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額 10,025,500,768 円（現在の資本準備金額 25,112,500 円に本第三者割当増資により増加する資本準備金額 10,000,388,268 円の合計額）を

10,025,500,768 円減少して、0 円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少等の日程

2024 年 11 月 28 日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2025 年 2 月上旬	本臨時株主総会（予定）
2025 年 2 月中旬	債権者異議申述公告（予定）
2025 年 3 月中旬	債権者異議申述最終期日（予定）
2025 年 4 月 30 日頃	本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

VIII. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動（見込み）

1. 異動予定年月日

2025 年 4 月 30 日頃

2. 異動が生じる経緯

前記「IV. 本第三者割当増資」に記載のとおり、本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革資金の確保を図るために実施する本第三者割当増資に伴って、新たに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものです。

3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主かつ筆頭株主でなくなる予定の株主の概要

① 名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）
② 本店所在地	〒107-8472 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号 赤坂インターシティ AIR
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 向原敏和
④ 主な事業内容	資産管理サービスなど
⑤ 資本金の額	100 億円

(2) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社になる予定の株主の概要

前記「IV. 本第三者割当増資」「6. 本割当予定先の選定理由等」「(1) 本割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数・所有株式数、総株主の議決権の数に対する割合及び議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数

		議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
日本マスター トラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	異動前	62,498 個 (6,249,000 株)	10.86%	第 1 位
	異動後	62,498 個 (6,249,000 株)	3.61%	第 2 位
本割当予定先	異動前	0 個 (0 株)	—	—
	異動後	1,155,046 個 (115,504,600 株)	66.76%	第 1 位

(注 1) 上表における本第三者割当増資前の機構以外の持株比率は、2024 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権に対する所有議決権数の割合です。

(注 2) 上表における本第三者割当増資後の持株比率は、2024 年 3 月 31 日現在の議決権総数 (575,082 個) に、本第三者割当増資により新たに発行される本種類株式の議決権数 (1,155,046 株) を加算した議決権数 (1,730,128 株) を基準として算出した数値です。

(注 3) 機構の所有に係る議決権は、直接所有に係る議決権のみであり、間接所有に係る当社の議決権はございません。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、本割当先が当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することとなる見込みです。

6. 今後の見通し

機構の保有方針は、前記「IV. 本第三者割当増資」「6. 割当予定先の選定理由」「(3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。

C 種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類
ユニチカ株式会社 C 種種類株式（以下「C 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
115,504,600 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 173.16 円
4. 払込金額の総額
20,000,776,536 円
5. 増加する資本金の額
10,000,388,268 円（1 株につき 86.58 円）
6. 増加する資本準備金の額
10,000,388,268 円（1 株につき 86.58 円）
7. 払込期間
2025 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
8. 発行方法
第三者割当の方法により、株式会社地域経済活性化支援機構に C 種種類株式の全 115,504,600 株を割り当てる。
9. 剰余金の配当
 - (1) C 種優先配当金
当社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式を有する株主（以下「C 種種類株主」という。）又は C 種種類株式の登録株式質権者（以下「C 種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C 種種類株式 1 株につき、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額（173.16 円。但し、C 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、下記 (2) に定める C 種優先配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）（以下「C 種優先配当金」という。）の金銭による配当をする。但し、C 種優先配当金に、各 C 種種類株主又は各 C 種種類登録株式質権者が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、すでに当該基準日の属する事業年度において C 種優先配当をしたときは、かかる配当済

みの C 種優先配当の累積額を控除した額を C 種優先配当金として支払う。

(2) C 種優先配当年率

C 種優先配当年率＝日本円 TIBOR（12 ヶ月物）＋0.5%

なお、各事業年度に係る C 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR（12 ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、C 種種類株式の払込期間の属する事業年度においては、当該払込期間中の出資履行日の翌日）（当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（但し、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものを指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対しては、C 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 残余財産の分配

(1) C 種優先残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C 種種類株式 1 株につき、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額（但し、C 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 (3) に定める経過 C 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対しては、上記 (1) のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過 C 種優先配当金相当額

C 種種類株式 1 株当たりの経過 C 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額に C 種優先配当年率及び分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じて算出した金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）をいう。但し、C 種種類株式 1 株あたりの経過 C 種優先配当金相当額に、各

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、分配日の属する事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対してC種優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

11. 議決権

C種種類株主は、株主総会において議決権を有する。C種種類株式の1単元の株式数は、100株とする。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(以下「普通株式対価取得請求」という。)。かかる普通株式対価取得請求があった場合、当社は、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記(2)に定める数の普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式取得対価請求をしたC種種類株式数にC種種類株式1株あたりの払込金額相当額を乗じた額を、下記(3)及び(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初43.29円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) C種種類株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

②普通株式につき株式併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後取得価

額は、株式併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記 (d) に定める普通株式 1 株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (4) において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株あたりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記 (d) に定める普通株式 1 株あたりの時価を下回る普通株式 1 株あたりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式 1 株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株あたりの価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記 (d) に定める普通株式 1 株あたりの時価を下回る価額をもって普

通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はC種種類株主及びC種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③前①②のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(7) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(8) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした C 種種類株主に対して、当該 C 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

C 種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記 (2) に定める金額の金銭を対価として、自己の有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者が当該金銭対価取得請求をした C 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(2)に定める金額の金銭を当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき金銭

C 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭は、C 種種類株式 1 株につき、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額（但し、C 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過 C 種優先配当金相当額を加えた額とする。なお、本 (2) においては、第 10 項 (3) に定める経過 C 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過 C 種優先配当金相当額を計算する。

(3) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第 12 項 (6) 及び (7) の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、C 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、法令上可能な範囲で、C 種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに、当該 C 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額（以下「償還価額」という。）の金銭を C 種種類株主に対して交付するものとする。なお、C 種種類株式の一部を取得する場合は、当社が取得す

べき C 種種類株式は償還日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

償還価額は、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額（但し、C 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、償還日における C 種種類株式 1 株あたりの経過 C 種優先配当金相当額を加えた金額とする。なお、本 (2) においては、第 10 項 (3) に定める経過 C 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「償還日」と読み替えて、経過 C 種優先配当金相当額を計算する。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、C 種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合で行う。

16. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

別紙 2

本定款変更の内容

A 種種類株式及び B 種種類株式の無償取得及び消却を効力発生条件とする変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 178,600,000株 A種種類株式 21,740株 B種種類株式 5,759株</p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 178,600,000株 C種種類株式 115,504,600株</p>
<p>第 8 条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は 1 0 0 株 と し、 A 種種類株式及び B 種種類株式の単元株式数は 1 株 と する。</p>	<p>第 8 条（単元株式数） 普通株式及び C 種種類株式の単元株式数は 1 0 0 株 と する。</p>
<p>第 1 3 条の 2（A 種種類株式） 本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当）</p>	<p>(削除)</p>
<p>1.（1）本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、第 1 3 条の 5 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （2）A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。 （a）1, 0 0 0, 0 0 0 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、1. 2 0 % を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成 2 7 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種払込期日（A 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 3 6 5 日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は 3 6 6 日）として日割計算により算出される金額とする。 但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金（但し本号（b）に従って A 種優先配当金を計算したときは、本（a）に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。 （b）本号（a）にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同</p>	

<p>日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 本会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の5第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。</p> <p>(議決権)</p> <p>3. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(中略)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。)に対し、第13条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	
---	--

(削除)

<p>(a) 1,000,000円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種払込期日(B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)) (同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金(但し本号(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 本会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第13条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。</p> <p>(残余財産の分配)</p>
--

2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の5第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

(議決権)

3. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(中略)

第13条の4(株式の分割又は併合、募集株式の割当て等)

本会社は、A種種類株式及びB種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

本会社は、A種種類株主及びB種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

本会社は、A種種類株主及びB種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(削除)

第13条の5(優先順位)

1. A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する剰余金の配当が第2順位とする。

(削除)

2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

3. 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(新設)

新13条の2(C種種類株式)

本会社の発行するC種種類株式の内容は次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1. (1) C種優先配当金

本会社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下「C種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（173.16円。但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、下記（2）に定めるC種優先配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の金銭による配当をする。但し、C種優先配当金に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、すでに当該基準日の属する事業年度においてC種優先配当をしたときは、かかる配当済みのC種優先配当金の累積額を控除した額をC種優先配当金として支払う。

(2) C種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、C種種類株式の払込期間の属する事業年度においては、当該払込期間中の出資履行日の翌日）（当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（但し、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものを指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

2. (1) C種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株

式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記（3）に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過C種優先配当金相当額

C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額にC種優先配当年率及び分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じて算出した金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、分配日の属する事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対してC種優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(議決権)

3. C種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

4. (1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記（2）に定める数の普通株式を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「普通株式対価取得請求」という。）。かかる普通株式対価取得請求があった場合、本会社は、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記（2）に定める数の普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式取得対価請求をしたC種種類株式数にC種種類株式1株あたりの払込金額相当額を乗じた額を、下記（3）及び（4）に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初43.29円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) C種種類株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生

ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \times$$

②普通株式につき株式併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後取得価額は、株式併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \times$$

③下記（d）に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株あたりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times$$

$$\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) \pm \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株あたりの時価を下回る普通株式1株あたりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金

額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株あたりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はC種種類株主及びC種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③前①②のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能

性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における本会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(7) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(8) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得請求権)

5. (1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める金額の金銭を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(以下「金銭対価取得請求」という。)。かかる金銭対価取得請求があった場合、本会社は、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者が当該金銭対価取得請求をしたC種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(2)に定める金額の金銭を当該C種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき金銭

C種種類株式の取得と引換えに交付する金銭は、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額(但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過C種優先配当金相当額を

加えた額とする。なお、本（2）においては、第2項（3）に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(3) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第4項（6）及び（7）の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(金銭を対価とする取得条項)

6. (1) 金銭を対価とする取得条項

本会社は、いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、本会社は、法令上可能な範囲で、C種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに、当該C種種類株式1株につき、下記（2）に定める額（以下「償還価額」という。）の金銭をC種種類株主に対して交付するものとする。なお、C種種類株式の一部を取得する場合は、本会社が取得すべきC種種類株式は償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

償還価額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、償還日におけるC種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額を加えた金額とする。なお、本（2）においては、第2項（3）に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「償還日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(株式の併合又は分割等)

7. 本会社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

(法令変更)

8. 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

また、本第三者割当増資の払込みを効力発生条件とする変更の内容は次のとおりです。

変 更 前 定 款	変 更 案								
<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="207 425 558 492"> <tr> <td>普通株式</td> <td>178,600,000株</td> </tr> <tr> <td>C種種類株式</td> <td>115,504,600株</td> </tr> </table> <p>第28条（取締役の責任免除） 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第35条（監査役の責任免除） 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	普通株式	178,600,000株	C種種類株式	115,504,600株	<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は519,770,743株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="893 425 1244 492"> <tr> <td>普通株式</td> <td>519,770,743株</td> </tr> <tr> <td>C種種類株式</td> <td>115,504,600株</td> </tr> </table> <p>第28条（取締役の責任免除） 本会社は会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>非業務執行取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第35条（監査役の責任免除） 本会社は会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	普通株式	519,770,743株	C種種類株式	115,504,600株
普通株式	178,600,000株								
C種種類株式	115,504,600株								
普通株式	519,770,743株								
C種種類株式	115,504,600株								